

## 都市計画税使途状況(令和6年度当初予算)

都市計画税は、地方税法第702条の規定に基づき、都市計画事業又は土地区画整理事業に要する費用に充てるために課税されている目的税です。

令和6年度当初予算の都市計画税(925,000千円)は、以下のとおり都市計画事業費(4,147,117千円)の財源として活用します。

(単位:千円)

区 分		令和6年度
都市計画事業費等	街 路	1,656,925
	公 園	341,807
	下 水 道	341,069
	そ の 他	35,509
	市街地開発事業	0
	都市計画事業計	2,375,310
	土地区画整理事業	0
地方債償還額※	1,771,807	
<b>合 計</b>	<b>4,147,117</b>	
財源内訳	地 方 債	699,800
	国・府支出金	1,158,250
	負担金その他	20,247
	都市計画税収入額	925,000
	一般財源等	1,343,820
<b>合 計</b>	<b>4,147,117</b>	

※地方債償還額は、都市計画事業の財源として借り入れた市債の元利償還金を計上しています。